

第3回日野町議会臨時会会議録

令和4年8月9日

開会 9時05分

閉会 10時12分

1. 出席議員（12名）

2番	山本秀喜	9番	谷成隆
3番	高橋源三郎	10番	中西佳子
4番	加藤和幸	11番	齋藤光弘
6番	後藤勇樹	12番	西澤正治
7番	奥平英雄	13番	池元法子
8番	山田人志	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

1番 野矢貴之（欠席）

3. 会議録署名議員

7番 奥平英雄 8番 山田人志

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町長	堀江和博	副町長	津田誠司
教育長	安田寛次	総務政策主監	澤村栄治
厚生主監	池内潔	産業建設主監	福本修一
教育次長	宇田達夫	総務課長	正木博之
企画振興課長	小島勝	住民課長	山田甚吉
福祉保健課長	福田文彦	子ども支援課長	柴田和英
長寿福祉課長	吉澤増穂	農林課長	吉村俊哲
商工観光課長	園城久志	建設計画課長	嶋村和典
会計管理者	山田敏之	生涯学習課長	加納治夫

5. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 吉澤利夫 議会事務局書記 奥野博志

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- ” 2 会期決定について
- ” 3 議第42号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議の概要

－開会 9時05分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

開会前に皆さんにお伝えいたします。本臨時会は、新型コロナウイルスに係る感染予防および拡大防止の観点から、議員は議員席の間隔を空けて着席をいたしております。町当局の出席者におきましても、間隔を空けての着席をいたしております。あわせて、全員マスクを着用しての発言を行うとともに、飛沫拡散防止のため、発言席にはつい立てを設置いたしております。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

これより、本日をもって招集されました令和4年日野町議会第5回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。なお、野矢貴之議員におかれましては、欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

冒頭にも申し上げましたが、新型コロナウイルスに係る感染予防、拡大防止のため、議席の一部を変更いたしたいと思っております。

お諮りいたします。ただいまご着席を頂いておるとおり議席を一部変更することにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、議席の一部を変更することに決しました。
次に、町長より招集の挨拶があります。

町長。

町長（堀江和博君） 皆様、おはようございます。令和4年第5回臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集させていただきましたところ、議員のご出席を頂きまして、ありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて議員活動にご精励を頂いておりますことに深く感謝を申し上げます。

今年は6月下旬に梅雨明けとなったものの、その後も雨が続いたほか、8月からは連日猛暑が続いております。8月3日から5日にかけては、全国各地において集中豪雨による大きな被害が発生をいたしました。いつどこで災害が起こってもおかしくない状況があり、当町でもしっかりと危機管理に努めなければならないと認識をしております。県内においても長浜市などで甚大な被害が発生をいたしました。

被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、7月下旬頃から全国的に新型コロナウイルス第7波が猛威を振るっております。当町でも連日感染者数の増加が確認をされております。現在4回目の集団接種を開始しております。対象者の方には接種を検討いただきますとともに、引き続きの感染対策へのご協力をお願い申し上げます。

去る7月31日には、東近江市にある滋賀県消防学校にて第57回滋賀県消防操法訓練大会が開催をされました。日野町消防団からは第2分団の選手の皆さんがポンプ車の部に出場され、厳しい練習の成果をいかんなく発揮され、見事優勝という輝かしい成績を収められました。消防団員だけではなく、それを支える家族や地域、事業所の皆さんへの感謝の気持ちを強くしたところでございます。心からお祝いを申し上げます。10月下旬には、千葉県で予定をされている全国大会へ連続2度目の出場となります。皆様のご声援、どうぞよろしく願いいたします。

先週8月6日には、イベント実行委員会様主催によります氏郷まつり「夏の陣」が3年ぶりに開催をされました。感染対策を講じた上での開催となり、当日は大勢の皆様にご来場を頂きました。恒例の盆踊りや花火の打ち上げもでき、子どもたちの笑顔が見られたことをとてもうれしく感じました。ご協力を頂きました皆様、ありがとうございました。

さて、本日の臨時議会に提案をさせていただきます案件は、特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての1件でございます。このたびの事件等につきましては、町民の皆様はじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたこと、改めて深くおわびを申し上げます。充分なるご審議を頂きまして、適切なるご採決を頂きますようお願いを申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、奥平英雄君、8番、山田人志君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第3 議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案につきましては、令和2年9月18日に執行しました農業集落排水事業東桜谷地区機能強化対策工事（その1）の指名競争入札において発生した官製談合事件、また、令和2年度農業集落排水事業における消費税および地方消費税の確定申告を怠り、無申告加算税および延滞税が課せられた件につきまして、町民の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたことに対して、改めて深くおわび申し上げるものであり、町政を預かる責任者として、一定のけじめが必要であると考えたところでございます。

私としましては、その責任を痛感し、町長の給料月額を50パーセント、副町長の給料月額を30パーセント減額するものとし、本案を提案させていただくものでございます。期間は町長、副町長ともに1か月間としております。

今後は、このようなことが起こらないよう事務処理体制に万全を期し、町民の皆様の信頼回復を図るべく全力を尽くしてまいりたいと考えております。ご理解いただき、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様は第2委員会室に直ちにお集まりをお願いいたします。それでは暫時休憩いたします。

－休憩 9時13分－

－再開 9時30分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、私からは議第42号につきまして3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、今回のこの不祥事につきまして、町長、副町長さんのほうで給与の一部減額ということで承ったわけでございますけれども、これまでの事業において、今回の上下水道課だけではなくて、他の事業におきましても同様のことがなかったかどうか、こういったことを内部調査されるご予定がとおりになるかどうかお尋ねしたいのがまず1点です。

それと、ご本人さんも弁明の中でおっしゃっていらっしゃいましたけれども、長

年にわたって非常にきつい労務といたしますか、そういったものが一部の職員さんに集中しているのではないかと。今回の場合においていいますと、積算であるとか、設計であるとか、こういった業務をできる方が非常に限られているということで、そこにばかり集中して、業務をお任せするのが偏っている、こういったことがなかったかどうか。また、こういったことが今に始まったことではなくて、体質的なものといえますか、もうずっと以前から続いている、そういう部分があるのではないかと、あるいはそれに対してどのような改善をしていこうと思われているか、この辺もお尋ねしたいと思います。

それともう1つは、職員さんの数というのは自治体の人口によって大体目安が決まっているわけですが、それに加えて、会計年度任用職員であるとか、こういった形である程度は自治体ごとに自由といえますか、自由でもないですが、増やしていくことも可能というふうに思いますけれども、実際、今の業務から見て、日野町の職員さんの数というのは十分なんでしょうか。全然足りないんじゃないかと私は見えるんですけども。

また、この議会におきまして執行側の方々の面々を拝見させていただきましても、女性の職員さんが幹部にいらっしゃらないですね。以前、壁田課長であるとか、あるいは福本会計管理者、今宿教育長、こういった方々が退職されてから、ひな壇のほうに女性の職員さんがいらっしゃるというのを拝見していないわけですね。こういったところも、幹部職員に近づいてくるに従って、だんだん業務が厳しくなってくる、家庭との両立が難しくなってくるということも非常に大きい原因があるんじゃないかというふうに感じるんですけども、この辺についていかがお考えかお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） ただいま後藤議員からございました3点の質疑にお答えさせていただきます。

まず1点目、他の事業において同様のことがなかったかどうかにつきましてでございますが、ただいま第三者検証会議のほうで、今回の事案を含めて組織全体の在り方といったところにつきまして幅広く議論を頂いております。そのような中で、今、全職員に向けたアンケート調査というのをさせていただいております。業者さんと不適切な関係であるとか、あるいは不適切なアプローチがあったのかなかったのか、心配事があるのかなのか、そういったことにつきまして匿名で第三者検証会議のほうにアンケートを出していただくようにということでさせていただいております。その結果に基づきまして、検証会議のほうで、第三者の視点でその辺りを分析いただいて、業者さんとの関係性について、過去どうだったのか、そして将来に向けてどうしていったらいいのかということは考えていきたいというふう

に考えております。

2点目なんですけれども、長年にわたり一部の職員に業務が集中していたのではないかとございまして、当該職員につきましても、13年間、土日・夜間含めていつ呼び出されるのか分からないメンテナンスの仕事等々をされていたということで、プレッシャーがかなりあったというふうに裁判の中でも明らかにされております。そういったところにつきましては、過去から延々と続いてきた部分もございまして、そういったところも含めて、今後、職員さんがきちんと安心して働ける体制づくりということを進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目、職員の数がどうなのか、あるいは女性職員の登用というところについてでございますけれども、まず職員数に関しましては、十分かどうかというところ、これは組織の中で議論をした上で議会にお諮りする話ですので、副町長としての現時点での私見ということになってしまうんですけれども、足りていないところも正直あるのかなというふうには感じております。その辺りも含めまして、先ほど申し上げた検証会議の中でも職員定数の在り方について、あるいは会計年度任用職員さんを一っぱい雇っているけれども、もしかするとそれを何人か分合わせて正規職員にしたほうがノウハウとかが次に伝承されていく、蓄積されていくということもあるかもしれません。そういったところも含めて、今後、第三者検証会議の中で検討いただきます。当然、私ども執行部といたしましても検討していきたいというふうに考えております。

あと、女性職員の登用に関しましてですけれども、確かに登壇している幹部職員の中、女性がいないということで、大変私自身も問題意識を持っております。1つには幹部職員の負担が非常に重いということもございまして、もう1つ、今この状態ですので、どういったところを目指していくのか、女性職員が目指すロールモデルというか、あの人みたいになりたいなという、憧れるような先輩像というのがなかなか今築けていないというところにあるのかなと思っておりますので、その辺りにつきましては、また今回の事件のこととは別になるかもしれないんですけれども、検討を続けていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 2年余り前ですか、町長が替わりましてから、いろんな町政もスタイルが変わってきたなというふうに私たちから見ても感じるわけでございます。そういう中で、いろいろな問題点を洗い出して改善していくとかいう努力もなさっていらっしゃるんであろうというふうには推察しておりますけれども、ただ、今、他の自治体と比べましても、先ほども言いましたように、ひな壇のほうに1人も女性がいらっしゃらない問題であるとか、まだまだ変えていかないといけないことというのは多いんじゃないかなというふうに思うんですね。

一部の職員さんにつきましてはもうしょっちゅう、私の知り合いでも、今日も泊まりであるとか、帰ってくるのがもう午前様になりそうであるとかというのを見ます。ですけれども、部署によって業務が違うから仕方ないんでしょうけれども、そういうことが少ない部署もやっぱりあるわけですね。その辺のバランスをやっぱり考えていただいて、しっかりと公平な職員の業務、あるいは対応、待遇、こういったものができるように努めていただきたいと思いますし、また、そういったものが今回の一件の根底に多分あるんであろうというふうに多くの方が、町民さんも感じていらっしゃると思いますので、この辺についても本人さん、今回の問題となっております職員さんだけの問題ではなくて、環境も含めた問題であるという全体の意識を持っていただいて取り組んでいただくということをぜひ努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（杉浦和人君） ほかにありますか。

13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、議第42号につきまして、3点ほどお尋ねをいたします。

1つ目は、今回の特別職に対する改正条例について、官製談合の入札問題、それだけでなく、同じくまた上下水道課で起きた消費税の延滞金問題、この2件に関して判断をされたということ、提案説明の中でもありました。なぜ今回、このように同時に扱われたのか、その点をお尋ねいたします。

2つ目に、入札妨害について。最近起こった多賀町、竜王町の事件は、両方とも懲戒免職という処分でありました。当職員に対しては停職6か月の懲戒処分とされた日野町の判断事情、それをお聞かせ下さい。

3つ目に、令和4年3月15日付で町長名で出されました全戸配布の文書についてお聞きをいたします。この事件について、職場内をはじめ、当職員を知る町民の皆さんや、また業者の皆さん、本当に困惑されておられました、まさかという形で。そんな中で、この3月7日に職員が逮捕され1週間、まだ刑も何も決定していない、そのような段階でどうしてこのような文書を出されたのか。このことについては庁内で協議をされたのか。その3点についてお尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

副町長。

副町長（津田誠司君） 池元議員から頂きました3点の質疑につきましてお答えをさせていただきます。

1点目、なぜ今回同時に扱ったかというところでございますけれども、年末頃に消費税の問題が発覚をいたしまして、その後、事実関係の確認を進めている中で、

その前に決算の誤りということで、こちらにつきましても大変なご心配、ご迷惑をおかけしたところでございますけれども、組織的に問題があるのではないかというようにも考えておりました。そのような検討を進めている中でこの官製談合防止法違反の事件が出てまいりました。その中で、全体として問題を捉えて、組織の在り方、その他に関しましても今回、条例ご提案の中で町長と私と、一定責任を取らせていただくということと、各職員の処分ということをさせていただいたところでございます。

2点目でございます。多賀町、竜王町の事件と今回との判断の違いというところになるんですけれども、幾つかあるんですけれど、まず1点目でございます。今回の事案につきましては、現金を業者さんから受け取っているということはなく、また、高い金額で落札するように誘導して町に損害を与えたというようなところが無いというところが1点目です。加えて、農業集落排水事業という専門性が高い事業、こちらにつきましては、他市町では委託で行われていることも多い事業でございますけれども、事業費が安いという理由で直営で行ってきたというところ。あわせて、そういった専門性が高い仕事に就いて、13年間も異動させることなく、昼夜を問わず何かあったら呼び出される、こういったプレッシャーの中での職務に、この人だったら任せられるからという安心感の中で継続して従事させてきたこと。また、後に続く職員につきましても、適宜配置をしてきたところでございますけれども、彼の下に配置した、彼よりも若い職員なんですけれども、2代続けて彼よりも先に異動させてしまったということもございます。

このような中で、当該職員につきましては、その事業者と一緒にいろんな農業集落排水の事業を進めてきたわけですけれども、その事業者がいなくなると当該事業が立ち行かなくなるという心配をしなければならぬというところまで追い込んでいたこと。あわせて、もう判決に至る前の時点で深く反省をし、責任を取って退職したいという意思まで示していたこと。こういったことを勘案いたしまして懲戒免職、通常免職処分となるんですが、停職6か月とさせていただいたところがございます。

3点目、新聞折り込みと申しますか、全戸配布させていただいたチラシについてでございますけれども、当該職員に関しましては、本当に真面目に一生懸命仕事に従事していた、その事実はまだ全く否定できるものではないと思います。今も町政に対する純粋な思いをお持ちで、私も二、三回面談させていただきました。今も仕事のことを心配しているというようなことで、本当に純粋に町政のこと、日野町が将来にわたってきちんとやっていけるかどうかということは今も心配しているというような職員で、その部分というのは一切否定できるものではないと思います。

ただ一方で、いわゆる入札妨害というのは許されない重大な犯罪です。昔はお金

をもらっていないければそれほど重い罪に問われないという時代もありましたけれども、今は時代も法律も変わっています。重大な犯罪であるというのはもう覆し難い事実です。このようなことについて、町としてきちんと認識し、きちんと対応していく、そういった姿勢をまず対外的に示すことも大事だろうという判断がございました。先に申し上げました当該職員に対する思いが前に出てしまいますと、対外的にはなれ合いに見えてしまいます。それはよくないということで、きちんと判断するという町の姿勢をはっきりさせるためにチラシとしてまとめさせていただいたものでございまして、内容につきましては、そのときの記者会見で申し上げた内容とほぼほぼ同じ内容でございまして、新聞記事等を通じてというよりは、直接町民の皆様にはそのことをご理解いただきたいということも含めてお配りさせていただいたというものでございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 答弁いただきありがとうございます。再質問というのか、ちょっと私の思いを述べさせていただきたいと思います。

まず1つ目につきましては、担当課の課長等に対する処分として、当時の入札の事件と、もう1つの消費税の問題について各課の職員に処分が下りましたね。これは、例えば消費税の延滞問題についての処分は、課長、参事には戒告、グループリーダーは文書訓告という処分がされました。入札妨害については、3者とも文書訓告という形でありましたね。消費税問題で、これ以上納税が遅れるのは駄目だという判断で弁償金を支払った課長に対しても文書訓告より重い処分が課せられていると。また、担当職員であった職員に対しては、病気休暇中であるので、まだその処分の判断ができないということでありました。同じ問題で処分を出される職員と先送りされる職員が出るなど、弁償についても、本人が申し出たとしてもこのようなことはルール上させるべきではなかったとも思いますし、職員の処分についても一貫性がない。そこは私、納得ができないものであります。これは別に返答があってもなくてもいいですけれども。

それで2つ目は、このような状態、先ほど返答いただきまして、他市町の問題とは大分違うなど、やっぱり職員体制の問題とかそういうのをしっかり検証というか、第三者委員会も設け、していただいたということは本当に私たちから見てもよかったと思うことですし、また今後、町の職員さんがその人の能力を十分発揮できる、生き生きと仕事ができ、サポート体制やコミュニケーション、それも大切にされるなど、これから改善がきちんとされるように期待をしています。

3つ目は、町長としての立場というのは、この文書の問題ですけれども、町行政の最高責任者であるとともに、やっぱり職員を守り育てる、そういう立場でもありますね。この文書を見たときに、職員を信頼する、守るということは少しも感

れませんでした。先ほどからなれ合いに思われるといけないという話もありましたけれども、そういうことは1つも感じられずに、町長の保身しか、あの文書を見て感じ取れなかった。だから、これはきちんと、庁内でしっかりと協議をされて出したのかなという思いを私自身も持ちましたので、今後はそういうことも考えていたいただきたいなと思います。

以上です。

議長（杉浦和人君） 答弁を求めているんですか。意見ですか。

13番（池元法子君） もしあるんでしたら。答弁されたほうがいいなと思うんでしたら。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 1点目に、消費税の問題についてと入札の事件に関してとで処分が違うというようなところについてなんですけれども、入札の件につきましては、先ほども申し上げましたとおり体制的な問題もあったというような中で、裁判においては元上司の方が情状側の証人に出て、その体制自体が云々かんぬんの話もされるようなところもあったというところで、もうその課に収まることではなくて、組織全体としてやっぱり反省をしなければいけないというふうに考えております。一方で、消費税の問題について言いますと、経過を全部きちんと確認させていただいております。その中で、上へもきちんと報告がされていて、その上のほうで判断をして、適切に指示をもうちょっとしていれば違う結果になったのかなというところもございましたので、その辺りをもって判断させていただいたというところがございますので、ご理解いただければというふうに思っております。

2点目につきまして、サポート体制その他につきましては、議員ご指摘のとおりきちんとさせていただきたいというふうに思っております。

3点目にごございました職員を守るという姿勢、これは本当に大事なことだと思っておりますので、その辺り、今後、体制の再構築をする際には大きな課題といたしますか、安心して働ける、そして質の高い仕事を町民さんに提供できる、そしてなおかつ適正な競争が、業者さん側からいうと担保されている、こういったことというのはセットで調整されてくるべきものだと思っておりますので、これら3点が同時に担保されるような体制づくりにつきまして進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 1点目については、問題がこの消費税の問題と違うことであって、また、職員に対する処分についてもできているものとできていないものがあるというようなところがあるので、これは別にしたほうがよかったんじゃないかなというふうに私は感じました。そこはあと、ちゃんとルールに基づいた形での処分を

きちんとしていただいたらと思います。

終わります。

議長（杉浦和人君） ほかにございませんか。

8番、山田人志君。

8番（山田人志君） 1つの議案に対する質疑ですので、ちょっとさっきの2人の方と部分的に重なる部分があるのはあらかじめご了解いただきたいと思います。

今回の議第42号に関連しまして、先週開催しました議会運営委員会のときに、第三者検証会議を設置されていますね。その状況を簡単に伺ったんですが、改めてこの場で現在の検証会議の進捗状況、あるいは今後の予定とか、それから現時点でその検証内容等、なかなか難しい部分もあるかもしれませんが、差し障りのない範囲で教えていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 8番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。

副町長。

副町長（津田誠司君） ありがとうございます。検証会議の進捗状況につきましてでございますけれども、今までに2回会議を重ねております。1回目につきましては、事件とかその辺りの概要について共有をさせていただきまして、今後の方向性について話をさせていただきました。その中で、やはり組織全体に課題があって、それをきちんと捉まえて再発防止をできるような体制づくりをしていかなければいけないということで、まずは契約事務を適正にしていくということもあるんですけれども、それ以外に、例えば、先ほど来お話がありました人が足りないかというような話も含めてどうしていったらいいのかということを考えていかなければいけないですよというような話が1回目とかでは議論がありました。

2回目のときにつきましては、判決も出た直後だったんですけど、その内容も共有して、事実関係が裁判で明らかにされましたので、明らかにされた事実関係をもう一度確認させていただきつつ、じゃ、職員さんに向けてのアンケートを実施して、現場のほうではどういう感じを持たれているのか、不安に感じていること、大変に思っていること、そういったことを忌憚なく聞かせていただいて、それを分析する中であるべき体制というのを考えていきたいということで、今アンケート調査のほうに進んでいるところでございます。

あわせて、事業所さんに向けても、町における入札であるとか契約の事務についてどうお考えいただいているのかということを一応、アンケートをさせていただくということで、今、そちらのほうも進めさせていただいているところでございまして、今後、第3回目以降につきましては、アンケート調査の結果を取りまとめまして、公平かつ公正な契約・入札制度の在り方について、あるいは組織として不正な事務処理を防ぐための制度、体制の構築でありますとか、人事制度、職員定数の在

り方、行政組織の在り方についてというようなところの検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 検証会議の状況は大体教えていただいて分かったんですが、その上で再質問させていただきたいんですけども、今年3月8日に、本件に係る緊急議員全員協議会が開催されまして、そこで説明いただきました。そのときに、私のほうから、別にトップに問題とか疑惑があるわけでもないのに第三者の検証って必要なんですかというような疑問も申し上げたと思いますし、同時に、大所高所から問題を把握・分析して対策を講ずるのがもともとトップマネジメントとしての責任と違うんですかというようなことも多分申し上げたというふうに思うんですよね。

別の言い方をすれば、第三者からの指摘を聞くまでもなく、それは多分トップマネジメントとして当然やらなきゃいけない、持っていなきゃいけない資質でもあるし、そういうことじゃないですかという話もしたと思うんですけど、その意味で、今回の議案の町長、副町長の給与の減給といった責任の取り方は、近隣の例もありますし、やめておくというわけにはいかないでしょうし、また、町長から一定のけじめという話もありましたので、そこを反対するものではないんですけども、私は示すべき責任ということでは、それは本質的には二の次の話と違うかなと思っています。

それよりも、先に申し上げたとおり、問題を把握・分析して改善策等を示すことが本来第一に示すべき責任ではないかなと思っていますし、そういう意味で、検証会議の結果を半年近く待っている状況というのかなり違和感がありますし、また、先ほど副町長からあった、内部の職員に対してアンケートで聞かな分からはんのかみたいなども素朴な疑問として感じましたし、そんなことも全部総合して、今ほど申し上げた点を踏まえて、この事件に対する執行側の姿勢というか考え方について改めて確認させていただければというふうに思いますので、お願いします。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） まず1点申し上げたいんですけども、第三者検証会議の話を見せていただいていますけれども、かといって全く執行部側で検討していないわけではございません。体制についても、議会からもこの事件の前に職員定数をもっと増やしたほうがいいのかというご提案もいただいています。そういったところも含めての検討というのはさせていただいています。あるいは、人事体制について言いますと、経験者採用ということで、先般も採用試験をさせていただいたんですけど、そういった形でやっぱり中堅で若手を支えて、リーダーになってくれるような職員がいないということも問題だろうということで対応はさせていただいております。できることから順番にやっているというところでございまして、

検証会議の結果を待って、全然何もしないのではなくて、もう明らかに分かっていることについては次々させていただきたいというふうに考えているところでございます。

そのような改善策を示していくという中で、職員アンケート云々かんぬんの話もあるんですけど、これも私の感覚的な話に若干なってしまうかもしれないんですが、組織がある程度コンパクトになって、末端まで見えているだけに言いにくい話というのがあると思いますので、そういったところをやっぱり文書で、匿名で出させていただくということで、いろんな方の意見って逆に引き出せるのかなというふうに思っております。この機会にそういったところまで全部確認をさせていただくことはやっぱり重要なのかなと。いつも声が聞こえる方の声だけ聞くのではなくて、本当に声をいつもは出していないんだけど、いろいろ思っている方々というのもおられると思います。ですから、そういった方々の声というのを今このタイミングでぜひ聞きたい。彼らも何か考え、何か感じていると思います。そういったことをきちんと踏まえさせていただきたいということで、顔の見える職場ではあるんですけども、あえてその中でさせていただきたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 分かりました。ある程度ご事情が分かる中で、心苦しい気持ちで質疑もしておりますのでお許しいただいて、そういう意味ではこれ以上質問はしないんですが、この事件の背景まで、いわゆる根っこのほうまで深掘りしていくと、ひょっとして、先ほど後藤議員からもいろいろお話がありましたけども、場合によっては合併をしなかった自治体の宿命みたいなところも含めて、結構、日野町役場として大きな課題を負うことになるんじゃないかなというふうに想像しています。これは私が勝手に想像しているんですけども、それについて想像で議論をするんじゃないし、恐らく執行側からまたしかるべきタイミングで議会に正式に説明されるときがあるかと思っておりますので、そのときにまたいろいろお聞きしながらお話をさせていただきたいと思っておりますので、今回はこれで質疑を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

3番、高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） それでは、議第42号に関連しまして質問をさせていただきます。

特別職が責任を問われるということは、職員に不祥事があってのことで責任を問われるわけですけども、その職員が不祥事に至った原因として、人事関係にも問題があったのではないかと私は考えます。例えばどういう問題があったかといいますと、10年以上同じ職場に就かせるという点も1つの問題点です。通常、私が思うには、1人の職員に対して3年から5年ぐらいが周期的な異動として適切なのではな

いかというふうに思うわけでございます。ところが、専門性があるからといって10年以上も同じ職場に就かせるというのは、どう考えても長過ぎるのではないかとこのように思うわけでございます。

こうしたことから、2点ほど質問したいんですけども、人事異動のこうした問題点について、今まで改善策が検討されてきたのかどうか。もう人事に関しては人事担当者に全て任せる、責任であるというのではないかとこのように思います。

それと、2点目としまして、先ほど池元議員が質問されたことで知ったんですけども、当時の担当課長とかグループリーダーに対しても責任の処分があったということをおもって聞いたわけなんですけど、私はその担当者だけに責任があるのではなくて、例えば前任者とか、場合によっては前々任者ですね。特別職についても同じことが言えると思うんですけども、前の藤澤町政についても責任があると思います。既に管理職として退職されている方も現におられるし、その人たちを、退職されている方を処分することはできませんので、現職を処分することになってしまっているわけなんですけども、例えば、極端な例を挙げますと、4月1日に人事異動があって、4月1日に事件が発覚した、あるいは不祥事が発生した。このとき、担当課長が全て責任を負うのかと聞いたら、それはやっぱり負えないと思うんですね。前任者の問題も出てきますし。だから、やはりその環境の中にそういう問題が発生したこと自体に問題があるわけですし、なぜ発生したかということをもっと深く追求していただかないといけない。

そしてもう1つは、他の部署に異動されているのに処分するということもあり得ると思うんですけど、他の部署に異動されていても、その担当課長が担当していたときに事件が発覚したから処分するんだというのは、ある意味では厳しい面もあるのではないかと。この辺のことも十分考慮されて今回の処分になったのかどうか、その点についてもお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 3番、高橋源三郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

副町長。

副町長（津田誠司君） ご質問いただきました点で、まず人事異動について、改善策がこれまで検討されてきたのかというところですが、その場その場では与えられた条件の中で、当然のことながら人事の検討というのは最善のことを考えさせていただいたつもりはしているんですけども、ただ、その深さが足りなかったとか、あるいはもう当たり前のように受け入れていたようなことというのが、例えば職員の定数はこれだけでやらないといけない、増やすこととこのことをあまり考えなかったりという、もっとより深いところを考えていなかったというところ、今とな

っては反省すべき点なのかなということ考えておまして、将来に向けてはその辺りも含めて考えさせていただきたいなというふうに思っております。

あと、処分の内容についてなんですけれども、退職された方に関しては処分ができないというところもあります。あと、変わった方に関しては、今回もそうですけれども、人事異動でほかに変わっている方も含めて処分をさせていただいておりますので、発生したときの、発生したことに對する責任というところで判断をさせていただいております。

極端な話ということで、4月1日云々かんぬんという話がございました。先ほどお答えをさせていただいた部分と若干重なるので、今回、別の案件でありますけれども、入札妨害の話と消費税の話と2つの案件がございます。これにつきまして、入札妨害の話につきましては、10年以上の人事異動がないというような全体の体制の中で起こったことというふうに捉まえて、消費税の関係につきましてはもう少し対応ができたのかなということで、処分の中身をたがえているというお話はさせていただいたと思いますので。ですから、発生したときと、その方がその職務に就いていた期間というのは当然相応に、それぞれごとに、仮定の話でなかなかどれだけと言うことはできないんですけれども、考えさせていただくということになりますし、考えているからこそ今回、処分の中身に若干の差があったというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 大体分かりました。ただ、処分された職員も、今後のことでいろいろ影響が出るかと思えますけれども、やはりそれは仕方がないとは思いますが、その処分は、今後は人事異動でももっともっと深く考えていただきたい。このことをお願いしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第3 議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員会付託を省略し、直ちに討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

—な し—

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

日程第3 議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

—起立全員—

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、日程第3 議第42号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本日の臨時議会に提案をいたしました議案1件につきまして慎重なご審議を賜り、提案どおり可決を頂きましたことに厚く御礼を申し上げます。皆様から頂いた大変貴重なご意見を真摯に、改めて深く受け止めさせていただきまして、今後の行政運営になお一層引き締めて取り組んでまいりたいと思います。町民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。今後ともご指導賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、お盆の時期である8月12日から16日まで、夏季における省エネルギー・節電対策などの推進を図るため、職員の夏季集中休暇を実施させていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

暑い日が続いております。議員各位におかれましては、公私ともご多用のことと存じますが、健康には充分ご留意を頂きまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご期待を申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和4年日野町議会第5回臨時会を閉会いたします。

一同起立、礼。

—起立・礼—

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでした。

—閉会 10時12分—

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 奥平 英雄

署名議員 山田 人志